
監 査 公 表

監 査 公 表 第 12 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等宛て報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年9月11日

高知県監査委員
8 高行管第 179 号
令和8年6月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

令和7年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和8年2月18日付け7高監報第14号で報告のありました、令和7年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じました。

記

第 1 監査委員の意見

売払代金の納付について

多くの監査対象機関では、生産品の引渡し後に売払代金を納付させているが、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付して延納の特約をしている機関はなかった。

また、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことについて、その根拠及び理由を施行伺に記載しているのは1機関のみであった。

高知県財産規則第93条第3項の規定に基づき生産品の引渡し後に売払代金を納付させる場合は、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付することとされている。

また、上記の場合において、同規則第95条の規定により、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を付することが適当でないと認めるときは、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。これらの規定を踏まえ、適切な事務処理を行われたい。

第 2 措置の内容

売払代金の納付について

1 農業振興部

当部で売り払う生産品については、速やかな売払いが必要な青果や、売払代金が引渡し後に確定するもの、納付に2か月程度かかるものなど、売払代金を一時に納付することが困難なものがあります。また、契約の相手方は町村が主体となって設立した法人や法令に基づく法人などであることに加え、これまでに売払代金の未納等はなく、誠実に契約を履行

している実績があることから、財産規則第 93 条及び第 95 条の規定により、担保の提供を免除し、利息を付していないものがありました。

この場合、施行伺又は契約締結伺に理由を記載しなければならないところ、担当者及び決裁者の認識不足、また所属内でのチェック機能が十分でなかったことから、理由の記載が漏れていました。

今後は、担保の提供を免除し、又は利息を付さない場合は、その根拠及び理由を施行伺又は契約締結伺に記載するよう周知徹底するとともに、決裁時の確認を徹底します。

併せて、内部統制制度のリスク評価シートに反映し、再発防止に努めます。

2 林業振興・環境部

当部 2 所属では、木材の売払いに当たっては、契約の相手方に木材の販売を委託する「木材の販売契約」を締結しています。そのため、県に納付される代金は、当該契約に基づく売払代金であり、担保の提供や利息を付す性質のものではないことから、高知県財産規則第 95 条の規定に基づき担保の提供を免除し、又は利息を付しておりません。

しかしながら、担当者及び決裁者の物品売払いに関する事務についての認識不足のため、施行伺（木材販売契約）にその根拠及び理由の記載が漏れていました。

今回の指摘を受けて、今年度、同様の事案がある 1 所属において、施行伺に必要事項を追記しました。今後は、関係規則等にのっとり適切な事務処理に努めます。

3 水産振興部

当部水産試験場（以下「場」という。）では、「高知県財産規則の施行に伴う物品関係事務の取扱いについて（通達）」において「実習等により生産又は製造された物品（取得した物品に加工又は修理を加えたものを含む。）を売り払う場合は、規則第 93 条第 3 項第 3 号の適用であること」とされており、本件売払いについては、活魚の売払いという特殊性から相手方が限定されるうえ、相手方（水産事業者）と場との関係からも、債権確保に支障がないと認められることから、高知県財産規則第 95 条の規定に基づき担保の提供を免除し、又は利息を付しておりません。

しかしながら、場の担当者及び決裁者の認識不足により、売払いの際の施行伺にその根拠及び理由の記載が漏れていました。

今後、売払いの際に同規定を適用する場合には、施行伺にその根拠及び理由を明記し、適切な事務処理に努めます。

8 高教政第 261 号
令和 8 年 6 月 22 日

高知県監査委員 様

高知県教育長

令和 7 年度行政監査結果に対する措置について（通知）

令和 8 年 2 月 18 日付け 7 高監報第 14 号で報告のありました、令和 7 年度行政監査結果に対しては、下記のとおり措置を講じましたので通知します。

記

1 監査委員の意見

（1）売払代金の納付について

多くの監査対象機関では、生産品の引渡し後に売払代金を納付させているが、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付して延納の特約をしている機関はなかった。

また、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことについて、その根拠及び理由を施行伺に記載しているのは 1 機関のみであった。

高知県財産規則第 93 条第 3 項の規定に基づき生産品の引渡し後に売払代金を納付させる場合は、国債その他確実な担保を提供させ、利息を付することとされている。

また、上記の場合において、同規則第 95 条の規定により、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、又は利息を付することが適当でないと認めるときは、担保の提供を免除し、又は利息を付さないことができる。これらの規定を踏まえ、適切な事務処理を行われたい。

（2）現金の受領について

高知農業高等学校では、生産物の販売において生徒に現金を受領させる際に、現金取扱員が同行していなかった。

「「高知県生産品等事務取扱要領」の一部改正について」（平成 31 年 4 月 1 日付け 31 高会計第 3 号会計管理局長通知）においては、生産品の実習販売時の対応として、現金取扱員である教職員が売払担当職員として同行するよう示されていることから、適切な事務処理を行われたい。

（3）金融機関への現金の払込みについて

嶺北高等学校及び高知追手前高等学校吾北分校では、現金取扱員に任命されていない会計年度任用職員が金融機関への現金の払込みを行っていた。

高知県会計規則第 35 条第 3 項及び第 5 項の規定により、金融機関への現金の払込みを行うことができるのは出納員又は現金取扱員に限られていることから、適切な事務処理を行われたい。

。

2 措置の内容

（1）売払代金の納付について

生産品の売払代金納付について、高知県財産規則第 95 条の規定により、特に担保を提供させることが必要でないと認めるとき、担保を免除する根拠及び理由を施行伺に記載できておりませんでした。

以後、売払いの際に同規則第 95 条に該当する場合は、施行

伺に理由を記載し、適正な事務処理に努めてまいります。

(2) 現金の受領について

実習販売における現金の受領は、現金取扱員が同行することが平成31年4月1日付け31高会計第3号「「高知県生産品等事務取扱要領」の一部改正について」で通知されているところ、認識が不十分であったことにより、高知農業高等学校において同行がされていませんでした。

当該通知を改めて周知するとともに、今回の不適切な対応の要因となった複数班が同時に実習販売を行う場合には、全ての班に現金取扱員が同行できるよう計画を立て、適正に対応してまいります。

(3) 金融機関への現金の払込みについて

高知県会計規則における現金の収納についての認識が不十分であったことにより、出納員、現金取扱員でない職員が金融機関への現金払込みを行っていました。

現金取扱いの重要性を理解し、高知県会計規則にのっとり、金融機関への現金払込みは、出納員又は現金取扱員が行い、適正な事務処理に努めてまいります。